

## 浜田地区広域行政組合介護給付費準備基金条例

平成15年3月31日

条例第5号

改正 平成17年9月30日条例第5号 令和元年8月30日条例第3号

### （設置の目的）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく、浜田地区広域行政組合介護保険事業の保険給付費及び地域支援事業の実施に係る経費に充てるため、浜田地区広域行政組合介護給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

### （積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算に計上した額の範囲内の額とする。

### （管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### （運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### （繰替運用）

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### （処分）

第6条 基金は、介護保険事業の保険給付費及び地域支援事業の実施に係る経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### （その他）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則（平成17年9月30日条例第5号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

### 附 則（令和元年8月30日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。